

兵庫県警察における外部通報の処理要領の継続運用について（一般甲）（要徹底）

〔平成29年10月23日〕
〔兵警広一般甲第102号〕

対号 兵庫県公安委員会及び兵庫県警察における外部通報の処理要領の継続運用について（平成27年10月27日兵警広一般甲第144号）

兵庫県警察（以下「警察」という。）における外部通報の処理要領については、対号により運用しているところであるが、引き続き、下記のとおり運用することとしたので、各所属長は、所属職員に周知徹底の上、外部通報の適切な処理に努められたい。

記

1 趣旨

この要領は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）に基づく外部の労働者からの公益通報の適切な処理に関し必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

この要領における用語の意義は、法に定めるもののほか、それぞれ次に定めるところによる。

- (1) 外部通報 通報対象事実（兵庫県公安委員会（以下「公安委員会」という。）又は警察が当該通報対象事実について処分、勧告等をする権限（以下「処分権限」という。）を有するものに限る。以下同じ。）に関係する事業者には雇用されている労働者（警察を労務提供先とする労働者を除く。）、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者が、当該通報対象事実が生じ、又は正に生じようとしている旨を公安委員会又は警察に通報することをいう。
- (2) 外部通報等 外部通報又は外部通報に関連する相談をいう。
- (3) 主管課 通報対象事実に係る事務を所掌する警察本部の所属をいう。

3 外部通報の処理の基本

- (1) 主管課の長（以下「主管課長」という。）は、外部通報の受理、事実関係の調査等外部通報の処理に係る事務に関し、その責めを負うものとし、外部通報の処理を行う場合において必要と認めるときは、調査その他の協力を他の所属長に求めることができる。
- (2) 主管課長は、外部通報の処理に当たっては、関係部門の連携及び協力の下、外部通報を行った者（以下「通報者」という。）の秘密保持及び個人情報の保護に留意するとともに、迅速かつ適切に処理しなければならない。
- (3) 警察職員は、外部通報等の取扱いに際し、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 外部通報等に関する秘密を漏らさないこと。
 - イ 知り得た個人情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。以下同じ。）の内容をみだりに他

人に知らせ、又は不当な目的に利用しないこと。

ウ 自らが関係する外部通報等の処理に関与しないこと。

4 外部通報の受付

所属長は、外部通報等を受けたときは、速やかに外部通報等処理票（様式第1号）に必要事項を記載の上、当該外部通報等処理票を総務部県民広報課長に送付するものとする。

5 相談窓口の設置等

(1) 総務部県民広報課に、外部通報相談窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

(2) 相談窓口においては、次に掲げる事務を行う。

ア 外部通報等に関する問い合わせに対応すること。

イ 関係所属との連携の下、外部通報における処分権限の有無について確認を行うこと。

ウ 前記イの確認の結果、処分権限を有するときに、主管課に引き継ぐこと。

エ 前記イの確認の結果、処分権限を有しないときに、処分、勧告等をする権限を有する他の行政機関を確認するとともに、当該行政機関の担当窓口連絡した上、遅滞なく当該通報者に当該行政機関の担当窓口を教示すること。

オ 公安委員会から外部通報等があった旨の通報を受けたときは、前記アからエまでの手続をとること。

カ 公安委員会又は警察に通報された外部通報の集約及び処理状況を外部通報等受理簿（様式第2号）により掌握すること。

キ 主管課が判明しない場合における調整に関すること。

6 外部通報の引継ぎ等

主管課長は、前記5の(2)のウの規定による引継ぎを受けたときは、次に掲げるところにより措置するものとする。

(1) 外部通報に該当する場合 外部通報として受理する。この場合において、主管課長は通報者に対して、外部通報として受理した旨並びに通報者の秘密及び個人情報保護されることを遅滞なく通知しなければならない。

(2) 外部通報に該当しない場合 外部通報として受理しない旨又は情報提供として取り扱う旨を遅滞なく通報者に通知しなければならない。

7 外部通報の調査

(1) 主管課長は、前記6の(1)の規定により外部通報として受理したときは、速やかに当該外部通報の内容の検討を行わなければならない。この場合において、主管課長は、当該外部通報の内容が、既に調査済み、改善済み等調査を行う必要がないと認めるものであるときは、その旨を通報者に通知するものとする。

(2) 主管課長は、前記(1)の検討の結果、調査を行う必要があると認めるときは、速やかに調査を開始するものとする。この場合において、主管課長は、外部通報の処理に要すると見込まれる期間を通報者に通知するほか、通報者の秘密を守るとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないことがないよう十分に留意して、必要かつ相当と認める方法により、調査を行わなければならない。

(3) 主管課長は、適切な法執行、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー

等に留意しつつ、調査の進捗状況について、適宜通報者に通知するよう努めるものとする。

8 外部通報の調査結果

主管課長は、前記7の(2)の規定により調査を行ったときは、次に掲げるところにより、速やかに措置するものとする。

- (1) 通報対象事実があると認めた場合 各種法令に基づく措置その他適切な措置を講ずる。
- (2) 外部通報の内容が犯罪行為の事実を内容とすることが明らかになった場合 刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）の手續をとる。
- (3) 処分権限を有しないと判明した場合 通報者に対して、当該通報対象事実について権限を有する行政機関を教示するとともに、自ら作成した当該外部通報に係る資料（法執行上支障がない範囲内のものに限る。）を当該行政機関に提供する。
- (4) 通報対象事実が存在しないこと、又は外部通報に該当しないことが明らかになった場合 その旨を通報者に通知する。

9 措置結果の通知

主管課長は、前記8の(1)の規定により各種法令に基づく措置その他適切な措置を講じたときは、適切な法執行、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意しつつ、その調査結果及び措置結果を速やかに取りまとめるとともに、遅滞なく通報者に通知するよう努めるものとする。

10 措置結果の報告

主管課長は、外部通報の受理又は不受理の状況、受理した場合における調査の進捗状況及び結果並びに各種法令に基づく措置結果及び内容について、その都度、外部通報等処理票により警察本部長に報告するとともに、あわせて総務部県民広報課長に通報するものとする。

11 公安委員会への報告

警察本部長は、外部通報の受理又は不受理の状況、受理した場合における事実関係の調査結果及びそれを踏まえて講じた措置等を公安委員会に報告するものとする。

12 留意事項

外部通報の処理に当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 外部通報の処理に関する文書については、通報者の秘密保持及び個人情報の保護に留意して、兵庫県警察文書管理規程（平成13年兵庫県警察本部告示第520号）に基づき、適正に管理すること。
- (2) 受理した外部通報に関して、他に処分、勧告等を行う権限を有する行政機関があるときは、当該行政機関と連携して調査するなど、相互に緊密な連絡及び協力を図ること。